

## 羽島市防災士養成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき公益上の必要により羽島市が支出する補助金のうち、減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成するため、防災士の資格取得に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において防災士とは、「自助」、「互助」、「協働」を原則として、かつ、「公助」との連携充実に努めて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）が認証した者をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で、羽島市防災コーディネーターの登録及び防災士の認証を受け、羽島市防災研究会に入会した者（ただし、18歳未満の者を除く。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士機構の防災士養成事業に参加する地方公共団体等が実施する防災士養成講座（以下「講座」という。）の受講料（教本代を含む。）
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、1人につき、前条各号の経費のうち、それぞれ3,000円を限度とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、講座初日の1月前までに、羽島市防災士養成事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、羽島市防災士養成事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、次の各号に掲げる条件を交付決定に付するものとする。

- (1) 補助金の交付申請を行った年度内に、羽島市防災コーディネーターの登録及び防災士の認証を受け、羽島市防災研究会に入会する（ただし、18歳未満の者を除く。）こと。
- (2) 防災士の資格取得を中止するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けること。
- (3) 地域の防災活動や市が実施する防災に関する施策に積極的に協力すること。

(実績報告)

第9条 第7条の規定による決定を受けた者が、前条第1号の条件を満たしたときは、速やかに羽島市防災士養成事業補助事業実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する経費の支払を証明するもの（ただし、個人名義のものに限る。）
- (2) 防災士認証状の写し

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、羽島市防災士養成事業補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の申請をした者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたこと

が判明したときは、交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の返還を命じるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。